

陳情番号	件名
第 19 号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求めることについて
受理年月日	
6. 12. 26	

陳情の趣旨

【陳情の趣旨】

神奈川県地方最低賃金審議会(赤羽淳会長)は8月5日、神奈川県の最低賃金を現行(1時間1,112円)から50円(4.49%)引き上げ、1,162円とするよう神奈川県労働局・藤枝茂局長に答申しました。上げ幅は厚生労働省の審議会が示した目安と同額ですが、答申は「中小企業などの生産性向上等のための中長期的な支援や助成金等の申請手続きの簡素化および価格転嫁対策として、県・市町村を含む関係機関と密に連携し、適切な転嫁に向けた取り組みを迅速に徹底すること」を求めています。

急激な物価上昇の局面において今年度の神奈川県地方最低賃金審議会(以下審議会)では、最低賃金決定の3要素のうち生計費に着目した議論がなされました。審議会は労働者の生計費の資料として、神奈川県人事委員会の「世帯人員別の月額標準生計費」を採用しますが、その金額は単身者では148,190円、4人世帯では256,830円です。この金額では健康的な食事や医療へのアクセス、交際費など、本来必要とすることを切り詰めなければ暮らせません。最低賃金1,162円で月に150時間働いても174,300円です。そこから、税金や社会保険料が天引きされれば、水道光熱費や住居費、食費など最低限の支払いは一層厳しくなり、その状況は長引く物価高騰によって、ますます深刻となっています。

神奈川県のパートタイム労働者比率は2019年では35.1%、2023年では37.8%と増加しており、女性労働者の55.4%がパートタイム労働者です。また、神奈川県における最低賃金の影響率は、事業所規模30人以上では28.6%・全国平均21.6%、事業所規模5人以上では10.3%・全国平均8.1%(厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」から引用)と全国一高くなっています。今春闘での賃上げは物価高騰に届いておらず、最低賃金を含めた賃金の引き上げによる非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められています。

最低賃金の引上げに伴った賃上げを行う際に、中小企業の大きな負担となっている社会保険料の事業主負担の軽減が求められています。この間、中小企業団体や健康保険協会の強い要望や国会審議など、その実現は喫緊の課題となっています。2014年の小規模企業振興基本法制定の際、国会では「中小零細事業者の社会保険負担軽減に効果的な支援策を講ずる」との附帯決議がなされています。国内事業者数の99%を占める中小規模事業者に対しては、最低賃金の引上げとともに、社会保険料負担の軽減と国庫負担増が必要であり、社会保険料の事業主負担の軽減が、賃金への転嫁や正規雇用の増大につながると考えます。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者^が健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。貴議会におかれましては、最低賃金を抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現することを、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

以上

陳情番号	件名
第 1 号	母が中国で不法に逮捕されている件に関する事について
受理年月日	
7. 1. 31	

陳情の趣旨

陳情の趣旨：

1. 人道的な立場から、不当な扱いを受けている母の境遇にご関心をお持ちいただき、一刻も早く救出すべく、駐日中国大使館、在中国日本大使館及び日本の外務省（03-3580-3311）に働きかけてください。
2. 「母の早期救出を求める意見書」を国に提出していただきますよう陳情いたします。

陳情の理由：

私は 10 年前留学のため中国宝鶏から来日しました。今は東京都に住みメディアに勤務しています。中国で逮捕拘留されている母の救援にご協力賜りたく、お願いを申し上げます。

母は 61 歳で、陝西省宝鶏市に住んでいます。2024 年 4 月 11 日に、母が友達の家に行った際、法輪功を修煉していることを理由に現地の警察に押し入れられ、強制連行され、現在宝鶏市第二留置場に拘束されています。

元々体が弱い母は 34 歳（私は 5 歳）の時、病院で心室性期外収縮と診断され、多くの医学専門家に診てもらいましたが、改善しませんでした。1998 年に、父の同僚に法輪功を紹介され、「真、善、忍」の教えに関心した母は法輪功を始めました。幸運なことに母は奇跡的に快復しただけでなく、その後二十数年に渡り、一度も病院に行くことなく、健康を維持してきました。

しかし、1999 年 7 月 20 日、当時の国家指導者、江沢民は、嫉妬心から法輪功への残忍な迫害を開始しました。拷問迫害による死亡者は、身元が確認できた人数だけでも 5000 人以上に達しており、実際の人数は統計することすらできないと言われていています。2023 年、陝西省では、少なくとも 215 人の法輪功学習者が迫害を受けています。そのうち、2 人が死亡し、63 人が不法に収容され、13 人が不法に逮捕され、12 人が不法に裁判にかけられ、47 人が不法に家宅捜索され、63 人が嫌がらせを受け、4 人が放浪生活を余儀なくされ、1 人が精神病院に収容されています。また、大連市長であった薄熙来は法輪功学習者から生きたまま臓器摘出を行うことを考え、それを瞬く間に全国に広め、臓器摘出から遺体の販売まで一貫して行う殺人産業を形成し、地球上にかつてない邪悪を造り出しました。

中国共産党政府の血に染まった手によって、健康体となった母から臓器が収奪される可能性さえあります。そして母が一日でも長く拘留されれば、その分拷問に遭うリスクも高くなるのです。

私は母と一緒に法輪功を修煉していたため、もし日本から中国に帰れば、飛行機から降りた途端に逮捕される恐れがあります。そのため、この 10 年間、親族が亡くなった時も中国に帰ることができませんでした。母の不法逮捕によって、悲しみと不安と無力感に苛まれている私に、どうかお力をお貸しください。切にお願い申し上げます。

陳情番号	件名
第2号	核廃絶の進展のための政策を求める意見書の提出を要請することについて
受理年月日	
7.2.5	

陳情の趣旨

【陳情の要旨】

核兵器廃絶平和都市宣言を制定している相模原市の市議会として、国連の核兵器禁止条約（TPNW）への賛意を踏まえ、その目的に日本がより貢献できることを願って、

政府に対して、同条約への署名、批准に向けた検討を進めること、及びすぐに批准できないとしても、同条約へのより広範な国々の参加を広げる環境・条件を整えるためにも、同条約の締約国会議にオブザーバーとして参加するなど、核兵器廃絶に向けた前向きな政策を進めるように求める意見書を国に提出することを陳情します。

【陳情の理由】

1、日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）がノーベル平和賞を受賞しました。ノルウェー・ノーベル賞委員会は授賞理由の中で、ヒバクシャたちがたゆまぬ努力で築いてきた、核兵器の使用は道徳的に許されないという国際規範としての「核のタブー（禁忌）」が、核保有国による「圧力の下にあることを憂慮する」と述べています。

被団協も『核のタブー』が危機に瀕し始めたことを世界に知らしめる」ための受賞、と声明しています。首相と会見した被団協の人たちは、政府の態度に「残念」と失望を示しています。

こうした状況において、相模原市としても、非核平和への願いを示すことを、市民として強く願っています。

2、相模原市が核兵器廃絶平和都市宣言を出して、昨年で40年になりました。この宣言で謳われた核兵器廃絶への強い希求と、恒久的世界平和への願いが、今も変わらぬ市民の願いであることを、改めて意見書として示していただきたいと要望します。

3、国内の各政党も、公明、立憲民主、共産、社民などが、締約国会議への政府としてのオブザーバー参加と批准を求め、自民党も「核兵器のない世界を目指す」としています。与党の公明党は、今年3月の同会議へのオブザーバー参加を、首相に要請しました。

それにもかかわらず政府は、オブザーバー参加を見送り、与党議員の参加が示されています。被団協は、「1ミ、でも2ミ、でも前進ではある。第4回締約国会議では良い方向にいったほしい」と述べています（1.26付、朝日新聞）。

核兵器廃絶と核禁条約の進展のためにも、オブザーバー参加を求める声は輿論の流れともなっており、相模原市民の願いでもあります。

陳情番号	件名
第3号	生活保護世帯に対する下水道使用料の減免制度の廃止の中止を 求めることについて
受理年月日	
7.2.12	

陳情の趣旨	
陳情の趣旨	生活保護世帯に対する下水道使用料の減免制度の廃止を中止することを市に対して求めていただくよう陳情いたします。
理由	<p>生活保護世帯は2013年度からの生活保護費引き下げにより苦しい生活状況に置かれています。昨今の物価高騰により更に生活は追い詰められています。気候変動による、猛暑や厳しい寒さでも電気代節約のためエアコンがあっても、使うことをためらい風呂も入る回数を減らしたり、シャワーですませたり、スーパーに行っても見切り商品や夕方の値下げをまって買いに行ったり工夫をして何とか生活を保っていますが、今後も諸物価の値上げが続き、不安でたまりません。今、生活保護世帯の生活実態は憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障しているとは言えません。</p> <p>このような中で、この度の下水道使用料の減免廃止は中止するよう市に求めてください。</p>

陳情番号	件名
第4号	従来（紙）の健康保険証の発行存続を求める意見書を国に提出することを求めることについて
受理年月日	
7.2.12	

陳情の趣旨

1. 陳情の要旨

国に対し、昨年12月2日に発行停止とした従来（紙）の健康保険証について、発行の存続を求める意見書を提出すること。

2. 陳情の理由

昨年12月2日から、従来（紙）の健康保険証の新規発行はなくなり、健康保険証はマイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。

厚生労働省の昨年12月の調査では、医療への受診や薬局を利用する際、マイナ保険証を使った人は25.42%でした。マイナ保険証の利用率は3割未満で、従来（紙）の保険証を利用している人が7割もいます。いまだに、マイナ保険証では資格の確認ができないなどのトラブル事例が続き、マイナ保険証に対する国民の不安、不信を払しょくできていません。

従来（紙）の健康保険証の有効期限は、国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者は2025年7月31日まで、協会けんぽや組合けんぽの加入者は2025年12月1日までとなっています。有効期限が切れた以降、マイナンバーカードを持たない人、マイナ保険証の登録をしていない人には、「資格確認書」が申請なしで交付されます。しかし本則は「申請制」であり、申請なしで「資格確認書」が交付されるのは「当面の間」とされています。また、マイナ保険証の利用登録はしたけれど「資格確認書」を使いたいという人は、登録解除をすれば「資格確認書」が交付されます。「資格確認書」は、従来（紙）の健康保険証と体裁は全く同じであり、機能も同じです。これでは、新たに「資格確認書」を発行する必要はなく、従来（紙）の健康保険証を存続すればいいだけです。政府は、新たに運転免許証をマイナンバーカードに紐づけるとしています。その場合、現行の運転免許証は併存させるとしています。運転免許証が併存できて、健康保険証が併存できない理由はありません。

マイナンバーカードの利活用に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない、という現状も生まれています。

わが国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも、必要な時に日本国内で均しく医療を受けられる「国民皆保険」制度を採っています。国民健康保険は、「国民皆保険」制度のセーフティネットを担い、保険者である自治体が保険証の発行責任を負っていました。しかし、マイナ保険証一本化で保険者による保険証の発行責任をなくしてしまいました。

わが国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、昨年12月2日に発行停止とした従来（紙）の健康保険証を発行存続させることを求めます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。

陳情番号	件名
第 5 号	訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出について
受理年月日	
7.2.12	

陳情の趣旨

1. 陳情の要旨

国に対し、訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を提出すること。

2. 陳情の理由

昨年 4 月に介護報酬の改定が実施され、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。訪問介護は、要介護者及びその家族の生活を支える上で欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護を続けることが困難になりかねません。

2024 年の介護事業者全体の倒産や休廃業・解散が、過去最多の 784 社に達しました。そのうち「訪問介護」は 529 社と前年の 427 社から急増しています。調査した東京商工リサーチは、「コスト高や介護人材不足に加えて、報酬のマイナス改定があり、事業継続が難しくなっている」と指摘しています。訪問介護事業所のほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所で、介護報酬の引き下げにより、訪問介護事業所の多くが経営難に直面しています。

厚生労働省は、訪問介護の基本報酬の引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげています。ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型事業所、都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げていると推測されます。厚生労働省が引き下げの理由としていることの根拠が合理的なものなのか、改めての実態調査が必要です。

訪問介護の人手不足は深刻であり、ホームヘルパーの有効求人倍率は令和 5 年度で 14.1 倍と高水準です。政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算で補えるとしています。しかし、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しく、基本報酬の引き下げ分を補えない事業所が出ています。

介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを行うよう求めます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。

陳情番号	件名
第6号	従来（紙）の健康保険証の発行存続を求める意見書提出について
受理年月日	
7.2.13	

陳情の趣旨

1. 陳情の要旨

国に対し、健康保険証は「マイナ保険証」のみとせず、昨年12月2日に新規発行停止となった従来（紙）の健康保険証を復活し、併用を認める意見書を提出すること。

2. 陳情の理由

昨年12月2日から、従来（紙）の健康保険証の新規発行はなくなり、健康保険証はマイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。

厚生労働省の調査では、昨年12月に医療への受診や薬局を利用する際、マイナ保険証を使った人は25.42%で、11月対比で約7%増でした。12月2日以降、利用率が上昇しましたが、いまだ従来（紙）の保険証を利用している人が7割以上もいます。マイナ保険証では資格確認ができない事態は続いており、マイナ保険証に対する国民の不安、不信を払しょくできていません。

従来（紙）の健康保険証の有効期限は、国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者は2025年7月31日まで、協会けんぽや組合けんぽの加入者は2025年12月1日までです。有効期限が切れた以降、マイナンバーカードを持たない人、マイナ保険証の登録をしていない人には、保険証の代わりとして、「資格確認書」が交付されます。従来の健康保険証は、法令上、保険者に発行が義務づけられていますが、資格確認書の本則は「申請制」です。「当面の間」は申請なしで発行されるとされていますが、今後、申請忘れにより、医療機関等で資格情報を確認できない事態が発生することが危惧されます。資格確認書は、従来（紙）の健康保険証と全く同じ体裁です。新たに資格確認書を発行する必要はなく、従来（紙）の健康保険証を存続すればいいだけです。

政府は、新たに運転免許証をマイナンバーカードに紐づけるとしています。その場合、現行の運転免許証は併存させるとしています。運転免許証が併存できて、健康保険証が併存できない理由があるはずがありません。

マイナンバーカードの利活用に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない、という現状も生まれています。

わが国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも、必要な時に日本国内で均しく医療を受けられる「国民皆保険」制度を採っています。国民健康保険は、「国民皆保険」制度のセーフティネットを担い、保険者である自治体が保険証の発行責任を負っていました。しかし、マイナ保険証一本化で保険者による保険証の発行責任をなくしてしまいました。

わが国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、昨年12月2日に発行停止とした従来（紙）の健康保険証を存続させることを求めます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。

陳情番号	件名
第7号	従来（紙）の健康保険証の発行存続を国に求める意見書提出について
受理年月日	
7.2.14	

陳情の趣旨
<p>【陳情項目】</p> <p>国に対し、昨年12月2日に発行停止とした従来（紙）の健康保険証について、発行の存続を求める意見書を提出すること。</p> <p>【陳情の理由、経緯など】</p> <p>マイナ保険証に対する国民の不安、不信は払しょくされていません。毎日新聞と社会調査研究センターが2024年12月14、15日に行った調査では、マイナ保険証への移行に「不安を感じる」が52%で半数を超えています。</p> <p>マイナ保険証の利用率が2024年12月で25.42%と報じられますが、この利用率はオンライン資格確認利用件数ベースであり、従来（紙）の保険証でオンライン資格確認を行わなかったケースを含んでいません。つまり、いまだに多くの患者が従来（紙）の保険証で受診している状況であるということです。</p> <p>従来（紙）の保険証は最長で2025年12月1日まで使用できます。その後、マイナ保険証の登録をしていない人には、保険証の代わりに「資格確認書」が申請なしで交付されますが、これは「当分の間」の措置であり、将来にわたり申請なしでの交付を約束するものではありません。「資格確認書」は従来（紙）の保険証と機能的には同じで、刷新する必要がありません。むしろ制度変更によって余計な社会的混乱を招く危険性が高いと言えます。</p> <p>わが国の医療保険制度は、「国民皆保険」制度を採っています。保険者は保険料を支払う被保険者に対し、いかなる時でも確認可能な被保険者資格の証明書類を発行する責任を負っています。従前の健康保険法等の施行規則では「被保険者証を被保険者に交付しなければならない」との文言がありましたが、2024年12月2日以降、「被保険者は、その（被保険者の資格の確認に必要な書面の）交付又は提供を申請しなければならない」と変更され、法令上その責任が記載されなくなりました。そもそもマイナカード取得が任意であるうえ、様々</p>

な理由により申請ができない方がおられる中で発行責任がなくなることはあつてはなりません。

マイナカードから保険資格を読み取るオンライン資格確認のシステムは、保険者の異動などのタイムラグで「資格なし」とされる事例の他、患者と医療機関との軋轢なども含めて多くのトラブルが起っています。患者が10割負担を請求された事例もあり、医療へのアクセス障害につながりかねません。

またマイナ保険証での受付への対応のため、設備更新や事務負担増加などにより、閉院という選択肢を取らざるを得ない医療機関も生まれています。

世間ではマイナ保険証はなりすまし防止の対策になるとの主張を見かけます。しかしながら保険証によるなりすましの実態は、厚労省も把握していません。また、いわゆる医療機関のマイナ受付では顔認証以外の暗証番号による本人確認も選択でき、悪意のある使用者が暗証番号を共有すれば簡単になりすますことができてしまいます。効果のない対策のために、医療にかかる国民の権利を阻害するべきではありません。

以上の点から、2024年12月2日に発行停止とした従来（紙）の健康保険証を存続させるよう、国に対して意見書を提出することを陳情します。

以上

陳情番号	件名
第 8 号	大西大通りの市道認定の提案を可決しないことを求めることについて
受理年月日	
7.2.14	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

大西大通りの市道認定には反対します。市議会として市の市道認定の提案を可決しないよう陳情します。

陳情の理由

1, 本村相模原市長は大西大通り新設の事業認可については、昨年 12 月 23 日の定例会見において、現時点では住民の理解が得られていないとして事業認可手続きは見送っている。

ところが、市は本年 1 月 18.19.20 日に実施した都市計画道路大西大通り線に関する近隣説明会で突然路線全体について「路線認定及び区域決定(変更)」行くと説明をした。十分な地域住民への説明も行われず納得もしていない地域住民との話し合いも行わず、当市道認定を 3 月議会に提案し、事業認可前に路線の認定及び区域決定(変更)を行い第一工区及び後続工区の路線全体を行うことで道路認定を前倒ししようとしている。

その理由について、後続工区等地権者の中には測量などの要望があることをあげている。

これは、多くの住民がこの事業計画に納得できていないため事業認可を取得できないと市長自ら発言していることを踏まえれば、都市計画法による事業認可ができない現状から道路法による市道認定をかけることで、当事業計画の多数の反対者と少数の希望者があると言う理由付けをして地域住民の分断を図っていることに他ならない。

現路線全体の地域住民は、長年隣り近所で苦楽を共にしてきた間柄、地域コミュニティがある。「事業認可」が遅れているからとして今回のような市道認定を先行して行うという、住民に不安と動揺を煽り地域集団を分断するような事業法を適用することは、行政としてあるまじきことである。

2, 加えて都市計画道路事業は、事業認可取得後に路線認定して、事業のための現地調査などの測量を行っているのが一般的であり都市計画法の趣旨に沿った流れである。事業認可が遅れているのは、そもそも地域住民を無視した行政主体の道路計画が発端である。リニキ新幹線事業開業も 2034 年以降になると公表している中、事業認可が取れないのであれば、とことん住民が納得のいくまで、しっかり時間をかけて鋭意説明を尽くすことが行政の取るべき道である。

都市計画審議会答申には「都市計画道路にご協力をいただく住民の方々に対して、より丁寧な説明を行なうなど、引き続き理解を得られるように、市としても最大限の努力をしていただく必要がある」と付帯意見が付いた。都計審にあえてこのような付帯意見がつくことは大変重いことと捉えるべきである。

今回の市の提案は、この大変重い付託を無視した行為であり、市自ら「最大限の努力」を投げ捨てて強引に大西大通りを作ろうとすることに他ならない。断じて許されない行政行為である。

3, 更に相模原市は、JR 東海とリニアトンネル用地取得の委任契約を結び、(リニアトンネルと大西大通り線の双方に係る) 地権者に大西大通りの新設の説明をしないで、トンネルの区分地上権設定の契約をさせた。その後 2022 年 6 月都市計画による大西大通り線が突然発表され、トンネルの契約のみであれば土地家屋は残り現在の生活を維持できるとして区分地上権設定をした地権者は、相模原市によって裏切られた。このことは都市計画行政における裁量の実体的統制基準(信頼保護の原則)を無視したあり得ない行為である。このような都市計画法の運用において原則を大きく踏みはずした問題の多い行為に対して、住民は「寝耳に水だ」「後出しジャンケンだ」「詐欺だ」「法令違反だ」と強い怒りと不信をぶつけてきた。そして昨年 9 月の市議会において、このことがすでに指摘されているところである。

このような重大な問題を抱えた大西大通り計画を強行するための市の提案は、住民の理解が進むどころか一層の反発を増大させるだけである。可決させれば、市政に大きな汚点となり将来にわたって禍根を残すことになる。議会はそのようなことに加担しないことを切に願う。

最後に

今回の市の市道認定の提案は、住民の地域コミュニティを分断し、都市計画審議会の重い付託を無視している。また都市計画法の原則・本来の運用指針も無視しており、住民にとっては「法令違反」同等の乱暴な行為であり、住民の度重なる反対の意思を根こそぎ踏み倒すような行為である。従って断じて許されない行政行為である。

よって、市議会は市の市道認定の提案を可決しないよう切に求めます。